平成２５年（フ）第１８２２号
北海道千歳市支笏湖温泉番外地　第一ホテル寮
破産者　能登　　弥
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９号
北海道小樽市幸２丁目９番30号
破産者　増田　孝吉
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１７８号
埼玉県比企郡小川町大字腰越2370番地２
破産者　佐藤　　恵（旧姓町田）
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２２３号
埼玉県熊谷市船木台５丁目５番地６
破産者　田中由利子（旧姓稲葉）
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２４４号
埼玉県羽生市大字下川崎1101番地３
破産者　藤倉　友子（旧姓高木）
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１４１３号
横浜市栄区犬山町51番５号、開始決定時の住所横浜市栄区飯島町314番地３　ダイアパレスワンダースケープ739号
破産者　後藤　　康
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４１４号
横浜市栄区犬山町51番５号、開始決定時の住所横浜市栄区飯島町314番地３　ダイアパレスワンダースケープ739号
破産者　後藤　君枝
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５８号
神奈川県横須賀市森崎３－４　Ｆ－46、住民票上の住所神奈川県横須賀市岩戸１丁目11番４号
破産者　北澤　直樹
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第９８号
富山市奥井町19番20号　メゾン奥井508号
破産者　木村　達郎
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５３号
名古屋市中村区中村町６丁目11番地の１　フリーデン中村101号
破産者　沼田　浩成
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８２２号
名古屋市中川区東春田２丁目229番地
破産者　夏目　律子
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１２２号
愛知県東海市養父町２丁目９番地　メゾンオカド302号
破産者　加藤　工視
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５１８号
名古屋市中川区小本１丁目２番６号　ベルメゾン常磐101号
破産者　麓　　元昭
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５１９号
名古屋市熱田区中出町２丁目22番地　日比野団地１棟1405号、従前の住所名古屋市港区七番町４丁目８番地の15
破産者　麓　眞崎子
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５４２号
名古屋市中区大須２丁目20番36号　宝マンション203号、住民票上の住所愛知県津島市愛宕町５丁目214番地８
破産者　河澄佳代子
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７０８号
名古屋市西区清里町69番地の４、従前の住所名古屋市西区比良１丁目159番地の２
破産者　頭師　　剛
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２６号
大阪府岸和田市天神山町１丁目５番14―506号
破産者　金子　真一
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７０２号
大阪府和泉市室堂町５番地の１－２－212、前住所大阪府和泉市室堂町47番地の１
破産者　永見　久子
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係